

# 豊橋駅東口サークルプラザ管理要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、豊橋駅東口サークルプラザ(以下「サークルプラザ」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

## (利 用)

第2条 サークルプラザは文化活動、社会奉仕活動等の目的のため利用できるものとする。

2 利用者は次の事項に注意の上、豊橋駅地下管理室(以下「管理室」という。)へ利用申請を行うものとする。

(1)申請は1カ月以内の催物に限る。

(2)利用期間が重複した場合は、双方で調整するものとし、調整がつかない場合は、抽選とする。

(3)前号において申請者又は申請者の代理人が抽選に欠席した場合は棄権とみなす。

(4)利用を中止する場合、申請者は速やかに管理室へ連絡すること。

## (行為の禁止)

第3条 サークルプラザにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)工作物その他の施設を損傷し、又は汚損すること。

(2)営利の目的で物品を販売し、又は興行を行うこと。ただし、豊橋市が主催又は共催している事業であり、担当部局長の副申を添えて申請されたものであればこの限りではない。

(3)選挙期間中においてイベント表示板へ政党名等を表示すること。

(4)他人に迷惑をかけ、又は嫌悪の念を抱かせる行為をすること。

(5)スピーカー、アンプ等の電子音響設備を使用する音楽活動。ただし、豊橋市が主催、共催又は後援しているものはこの限りではない。

(6)前各号に掲げるもののほか市長が禁止する行為

## (占 用)

第4条 サークルプラザの全部又は一部を長期又は独占的に利用しようとする者は、豊橋駅東西自由連絡通路条例(平成8年豊橋市条例第43号)の例により利用の申込みをしなければならない。

- 2 前項の場合に係る占有許可申請書、占有許可書、占有許可事項変更申請書及び占有廃止届出書は、それぞれ様式第1から様式第4までとする。

(損害賠償等)

第5条 サークルプラザの施設を損傷し、又は汚損した者は、市長の指示に従い、これを現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(暴力団排除)

第6条 豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書並びに豊橋市の公の施設の利用からの暴力団排除に関する合意書に基づき、次に該当する団体等（個人、法人又は団体をいう。）はサークルプラザを利用することはできない。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる団体等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している団体等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている団体等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- (5) 役員等又は、使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている団体等

(委 任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月8日から施行する。

## 別記

### 第3条（5）スピーカー、アンプ等電子音響設備使用の付帯条件

- ・市が主催、共催又は後援している事業であること。
- ・申請には関係課の副申を添付すること。
- ・本市開催イベント関係課（副申作成課）の職員1名を現場責任者、副責任者としてそれぞれ事前届出を行うこと。現場責任者は開催日において緊急事態及び苦情等の発生、土木管理課（指定管理者を含む）の改善指摘事項に即応でき、開催イベントの中止、変更などの判断が迅速かつ的確にできる者とする。
- ・事前に事業実施計画が示され、実施内容について土木管理課と調整及び協議が済んでいること。
- ・周辺事業者との調整が済んでいること。また、周辺事業者から現場責任者に直接連絡ができるように連絡体制を確立しておくこと。
- ・現場責任者は、事前協議に必ず立合うものとする。
- ・開催日には現場責任者又は副責任者を常駐させること。
- ・土木管理課（指定管理者を含む）は、調整及び協議済みの事業実施計画を逸脱し開催した場合、即時中止を求めるものとする。
- ・現場責任者は、開催日以後の苦情等に対しても、誠意ある対応を行うこと。
- ・イベント終了後、関係課（副申作成課）は、1週間以内に緊急事態及び苦情等の発生状況を含めイベントの開催状況について土木管理課に報告書を提出すること。